

「佐渡金銀山」保存・活用行動計画  
平成28年度事業 点検・評価調書

章	第3章 佐渡金銀山の保存管理	取組項目	違反広告物の掲出に関する住民等への予防的措置
節			
事業(施策)名	17 屋外広告物条例の周知と運用促進	事業主体	佐渡市建設課
事業実施期間	H28～H34	関連団体	県都市政策課、佐渡市世界遺産推進課
事業概要	<p>【事業目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 佐渡市屋外広告物条例の周知徹底により、住民や事業者の景観保全意識の醸成を図る。</li> </ul> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住民や事業者に対し、適切な屋外広告物の掲出に向けた啓発を行う。</li> </ul>		
事業実績	<p>【事業成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 住民や事業者に向けた条例周知 国が集中的に屋外広告物の適正化に向けた意識啓発期間(9月1日～10日)において、市ホームページに設置の適正化に向け周知に努めた。 また、11月の市広報誌で市条例による屋外広告物の許可制度について周知した。</li> <li>● 広告事業者に向けた条例周知 市内の登録広告物事業者に対して、屋外広告物のしおり(市条例概要)を送付し周知に努めた。 また、平成28年度屋外広告業登録事業者の業務主任者講習会(県主催)において、県都市政策課の協力により市条例周知チラシ(規制概要)を配布し啓発を行った。</li> <li>● 平成28年度は、屋外広告物設置に関し事前協議が3件あり条例に沿った運用が図られた。</li> </ul>		
今後の取組・課題	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 商工会との協力体制や広告事業者との協力関係を確立する必要がある。</li> </ul> <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 商工会との協力体制確立 屋外広告物を掲出する多くの商工事業者が会員登録している、商工会を介して周知することがもっとも効果的と考えられるため、役員会や会報などで適切な広告物掲出についての周知について、継続可能な協力体制を検討する。</li> <li>■ 広告事業者との協力 良好な広告景観を目指すうえで、広告事業者の市屋外広告物条例規制内容の把握が重要であり、広告物設置に関し事前協議を徹底するよう周知を継続する。</li> </ul>		
事業評価	<p>【事業の達成度】 [ a (b) c ]</p> <p>【事業実施の効果】 [ a (b) c ]</p> <p>【総合評価】 [ A (B) C ]</p> <p>◇ 平成28年度の事業については、予定通りに市民・事業者への周知を行った。また、世界遺産推進課より広告物掲出予定の事前協議もあり、一定の成果が得られた。</p>		

a: 進んでいる。高い。  
b: 概ね順調。概ね適切。  
c: 遅れている。低い。

A: 計画を上回る進捗で、十分な成果が得られている。  
B: 概ね計画どおり進んでおり、一定の成果が得られている。  
C: 計画から遅れが見られ、十分な成果が得られていない。